

一般社団法人日本不整脈心電学会 役員選考規程

(令和5年7月5日改定)

(目的)

第1条 この規程は、定款第25条に基づき、本会の役員の選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙理事候補者選考委員会の設置)

第2条 本学会の役員を適正に選出するために、本学会総務委員会内に選挙理事候補者選考委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(組織及び委員)

第3条 本委員会は、総務委員長と総務委員長が現評議員から選任した4名の計5名の委員により構成し、委員長は総務委員長がこれにあたる。

- 2 委員長及び委員は、理事長が委嘱する。
- 3 任期は、役員改選前年の理事会から新役員就任の決議が行われる社員総会終了時までとする。
- 4 委員がやむを得ない理由により辞任する場合は、後任の委員が選任されるまでは、引き続きその任を負う。
- 5 前項の規程により後任となったものの任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

- 2 本委員会の開催はすべての委員が出席することを要する。

(委員会業務及び権限)

第5条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。

- 2 本委員会は、選挙理事候補者を選考するために、次期選挙理事候補有資格者を明記したマークシート形式の投票用紙を、現理事長名及び本委員会名で有権者に送付する。
- 3 各研究分野の投票数は、本選考が行われる前年の理事会で定める。
外科、小児科、基礎、獣医学・医工学・メディカルプロフェッショナル（臨床検査技師・臨床工学技士・看護師・診療放射線技師など）の投票数は員数の数とするが、内科の投票数は10名とする。
- 4 本委員会は、次期選挙理事候補者を選考するために委員会を開催し、開票する。
- 5 開票する際に定款及び定款施行細則に定めのない事項が発生し、疑義が生じた場合は、本委員会が解決にあたる。
- 6 投票用紙の記入に著しい不都合があった場合は、本委員会により無効とすることができる。
- 7 本委員会は、開票結果を理事会に報告し、現理事長は理事会の決議を得て、選挙理事確定者に確認状を送付する。

(定数等)

第6条 役員の各分野の定数は、本選考が行われる前年の理事会で確認する。

- 2 各分野の定数は、前々年の3月31日現在におけるA会員数を基に、その他要件を考慮して定める。
- 3 1施設において診療科が同じであれば（寄付講座を含）選出できる員数は1名とするが、診療科が異なっていれば（内科・外科・小児科等）、複数名選出することが

できる。

- 4 本院と分院がある場合は、別施設とみなす。
- 5 1 施設において診療科を同じくするものが複数選挙理事候補者となった場合、原則得票数の多いものを選挙理事候補者とする。

(被選挙権者及び選挙権者)

第 7 条 被選挙権及び選挙権は、就任年度の 4 月 1 日の時点で 64 歳未満の評議員が有する。ただし、評議員改選の年に役員を選考する場合は、次期評議員がその権利を有する。

(次期理事長、推薦理事候補者及び監事の選考)

第 8 条 現理事長は、次期理事長、推薦理事候補者及び監事候補者を選考するために、選挙理事確定者による会議を招集する。

- 2 次期理事長は選挙理事確定者の互選により選出する。
- 3 互選に先立ち、選挙理事確定者の中から自薦により次期理事長を募る。
- 4 次期理事長選任後、新理事長のもと、推薦理事候補者を選考するとともに監事候補者を選考する。
- 5 現理事長は、理事会の決議を得て、推薦理事候補者及び監事候補者に確認状を送付する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附則 この規程は、令和 1 年 12 月 14 日より施行する。